

Ⅲ 企 画 調 整 ・ 市 町 村 連 携

1 広報普及啓発

(1) ホームページ

平成13年度にホームページを開設し、保健所の事業紹介、保健衛生情報など、都民や関係機関に役立つ情報を掲載している。

ホームページアドレス <https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/hokenjyo/tthc>

(2) 情報誌等の発行（多摩立川保健所「健康だより」・「べんり帳」）

「健康だより」は住民及び関係機関等を対象に、保健衛生知識の普及及び健康づくりに役立つ情報提供を目的として、令和7年度は夏期（7月）に12,000部と冬期（11月）に12,000部を発行した。

夏期発行分では、「今から始める熱中症予防」、「くすりを正しく使いましょう」、「たまり水をなくして蚊の発生を防ごう」、「レッツゴー！骨髄ドナー登録」、「お肉はしっかり焼きましょう～夏のバーベキューを楽しむために～」及び「保健所の専門職に聞いてみた 暮らしに役立つ健康情報「医師」編」を掲載した。

冬期発行分では、「11月16日から12月15日は、東京都エイズ予防月間です！」、「野菜ちょいまして元気ましまし！」、「薬剤耐性（AMR）を防ぐために、抗菌薬を正しく飲みましょう」、「いい医療に向かってGO（11月25日）！」、「喫煙を禁止されていない屋外でも配慮義務があります」及び「専門職に聞いてみた！保健所業務のご紹介！保健師編」を掲載した。

「べんり帳」は住民及び関係機関等を対象に、保健所の業務内容等の掲載に加え、裏面には管内の公共機関や保健医療機関の位置を示した管内マップ（地図）としても利用できるものとし、令和6年3月に4,500部発行した。なお、「健康だより」と「べんり帳」は管内6市や医療機関等の協力を得て、各窓口等での配布を行っている。

(3) 市報への掲載依頼

管内6市の協力により、市報を通じて講演会等の行事予定等について周知を図っている。

(4) パンフレットの配布・ポスターの掲示

保健所構内及び講習会の会場等において、保健衛生に関する各種パンフレットの配布及びポスターの掲示を行っている。

(5) 保健所ギャラリー

保健所1階の展示コーナー（保健所ギャラリー）において、住民の健康増進のため、月ごとにテーマを決めて企画展示を実施している。また、令和7年4月から新たに管内6市の紹介コーナーを設置している。

(6) 事業概要の発行

保健所の事業内容及び事業実績を取りまとめ、管内6市及び関係機関等に配布している。

(7) 保健医療福祉データ集の発行

圏域の人口動態、保健、医療等のデータを体系的にまとめた「保健医療福祉データ集」を作成し、保健所ホームページに掲載している。

2 情報公開

東京都では都民に対し開かれた都政を推進するため、「東京都情報公開条例」に基づいて、「公文書の開示」を行っている。

また、平成29年10月30日からは、インターネット経由で公文書情報を提供する「公文書情報提供サービス」も行っている。

多摩立川保健所では、令和7年度中に公文書の開示請求が208件、情報提供依頼が127件あった。

さらに、これらとは別に個人情報を含む文書について、令和7年度中に法令等の定めに基づく公的機関からの行政照会に対し135件の提供を行った。

表 2－1 令和7年度情報公開

区 分	合 計	内 訳		件 数
公文書開示請求	208件	食品衛生関係		36
		環境衛生関係		122
		診療所等開設関係		154
		薬局等開設関係		54
		その他		1
				(計367件)
公文書情報提供 依頼	127件	食品衛生関係		1
		環境衛生関係		71
		診療所等開設関係		58
		薬局等開設関係		65
				(計195件)
行政照会	135件	官公庁	食品衛生関係	236
			環境衛生関係	34
			診療所等開設関係	48
			薬局等開設関係	15
			その他	43
				(計376件)

(注) 1件の請求により、複数文書を請求される場合があるため、合計件数と内訳の計とは一致しない。

3 統計調査

保健所では統計法等に基づいて、わが国の主要統計の一つである人口動態統計をはじめ、傷病や医療施設等に関する衛生統計調査及びその他の各種統計調査について、審査及び取りまとめの事務を行っている。

令和7年度には、次の統計調査を行った。

表3－1 統計調査実施状況

調査名		目的	期日	対象
人口動態統計	人口動態調査	人口動態事象を数理的に把握し人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。 (出生・死亡・死産・婚姻・離婚に関わること。)	通年実施	管内6市に届けられる出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出書により調査する。
	医療施設動態調査	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。	通年実施	医療法に基づく届出の受理又は処分があった医療施設
衛生統計調査	地域保健・健康増進事業報告	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	年度報	保健所及び管内6市
	国民生活基礎調査 (大規模調査)	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。	令和7年 6月5日	全国の世帯及び世帯員を対象として、国勢調査区から層化無作為抽出した調査地区内の全ての世帯及び世帯員 管内4地区244世帯
その他の各種統計調査	社会保障・人口問題基本調査 (第17回出生動向基本調査)	大きく変化しつつある結婚ならびに夫婦の子どもの産み方の動向を見極めるとともに、その関連要因の変化メカニズムを究明することが目的である。	令和7年 6月30日	2025(令和7)年度に実施される国民生活基礎調査の調査地区から無作為抽出された調査地区内に居住する、妻の年齢55歳未満の夫婦と18歳以上55歳未満の独身の男女 管内3地区138世帯

4 研修・教育

(1) 研修・教育活動

ア 研修・衛生教育の実施

関係職員の資質の向上を目的とした研修会、最新の医学や公衆衛生情報を伝える講演会、衛生教育を目的とした講習会等を116回開催した。分野別の内訳は表4-1に示した。

研修活動の中で市町村連携課が実施した市町村職員の支援を目的とした研修は、表4-2に再掲した。

表4-1 研修・衛生教育実施状況

	総 数 (注1)		会 場			
			所 内 (注2)		所 外	
	回 数	参加人員	回 数	参加人員	回 数	参加人員
6年度総数	135	5,983	82	3,829	53	2,154
7年度総数	116	5,717	72	3,450	44	2,267
感 染 症	6 (2)	413 (204)	5 (1)	282 (73)	1 (1)	131 (131)
(再掲) 結核	－	－	－	－	－	－
(再掲) エイズ	－	－	－	－	－	－
精 神	4	156	3	109	1	47
難 病	1	20	1	20	－	－
母 子	1	14	1	14	－	－
成人・老人	－	－	－	－	－	－
栄養・健康増進	16 (3)	1,010 (172)	11 (3)	560 (172)	5	450
歯 科	4 (1)	283 (56)	3 (1)	236 (56)	1	47
薬 事	15	506	4	252	11	254
医 事	3	430	3	430	－	－
食 品	52 (2)	2,137 (116)	34 (2)	1,206 (116)	18	931
環 境	10 (2)	660 (204)	4 (1)	288 (73)	6 (1)	372 (131)
企 画	4	88	3	53	1	35

(注1) 他分野と合同で開催した回数、参加人員は()内に示した。

(注2) 所内開催については、書面開催、オンライン開催、オンデマンド配信を含む。

イ 市町村等支援研修

市への支援の一環として、管内6市の職員や保健福祉関係者の資質向上及びネットワークの強化を目的として、市町村等支援研修を実施した。

表 4－2 市町村等支援研修

実施日	対象者	参加人数	内 容	講 師
5月22日	圏域6市の若者の相談支援に関わる担当者及び事業担当者	25	第1回自殺総合対策担当者連絡会 事例検討・情報共有	国立駅前やすらいクリニック 医師 安来 大輔 氏
6月28日	避難所の立上げを担当する東大和市職員	35	東大和市災害対策本部訓練	武蔵野地域防災ネットワーク（COSMOS）メンバー
7月15日	圏域6市の高齢者施設の職員及び6市の職員等	47	感染基礎研修1日目 防護服着脱訓練	多摩立川保健所職員
7月24日	圏域6市の高齢者施設の職員及び6市の職員等	40	感染基礎研修2日目 嘔吐物処理訓練	多摩立川保健所職員
9月12日	圏域6市及び保健所の中堅期保健師	9	第1回中堅期保健師研修 「地域の健康課題や住民のニーズを捉えていますか？事業評価を通してPDCAサイクルを実践してみよう！～中堅期保健師に求められる保健活動の展開～」	文京学院大学保健医療技術学部 教授 米澤 純子 氏
11月13日	圏域6市の若者の相談支援に関わる担当者及び事業担当者	24	第2回自殺総合対策担当者連絡会 事例検討・情報共有	国立駅前やすらいクリニック 医師 安来 大輔 氏
12月12日	自殺対策や若者支援に関わる地域関係者	47	自殺未遂者支援のための地域実務者研修会 「自殺未遂者支援と連携のための実践～地域でつながる！子どもから大人まで～」	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 所長 張 賢徳 氏 独立行政法人国立病院機構災害医療センター救急救命科 医師 白杵 理人 氏
1月13日	圏域6市及び保健所の中堅期保健師	9	第2回中堅期保健師研修 「地域の健康課題や住民のニーズを捉えていますか？事業評価を通してPDCAサイクルを実践してみよう！～中堅期保健師に求められる保健活動の展開～」	文京学院大学保健医療技術学部 教授 米澤 純子 氏
2月5日	圏域6市の防災主管課及び健康主管課等、保健所職員	35	災害対応研修 避難所の円滑な運営に向けた平時からの備えについて	独立行政法人 国立病院機構 災害医療センター 救命救急科部長 長谷川 栄寿 氏（北多摩西部地域災害医療コーディネーター） 救命救急科医師 関 聡志 氏 副看護師長 診療看護師 救急看護認定看護師 DMATコーディネーター 山本 宏一 氏 診療看護師 DMATコーディネーター 高以良 仁 氏 看護部 災害医療部 災害専従 副看護師長 DMATコーディネーター 佐野 剛志 氏

(2) 実習生指導

保健所は地域保健の第一線機関として保健師学生、管理栄養士学生、歯科衛生士学生等の実習生を受け入れており、地域保健従事者の養成における基礎教育の一端を担っている。

表 4－3 実習生指導状況（令和 7 年度）

対 象	学校名	実施期間	実習 日数	学生人数		指導内容等
				実	延べ	
保健師学生 (公衆衛生看護学 実習)	東京慈恵会医科大学	5 月 12 日～8 月 8 日	64 日間 (各グループ 9～10日間)	14	137	オリエンテーション： 保健所の役割・業務について 見学： 感染症対策事業、精神相談、難病相談、 リハビリ訪問、面接相談、家庭訪問、 会議、事例検討等
管理栄養士学生	東京農業大学	5 月 13 日～8 月 6 日	7 日間	28	196	講義： 保健所の役割と公衆栄養業務について 実習： 食環境整備、特定給食施設指導、食品関 連事業者指導、課題研究等
歯科衛生士学生 (注)	東京西の森歯科衛 生士専門学校	7 月 15 日	1 日間	70	70	講義： 保健所の役割・業務について、歯科保健 について
医学部学生	順天堂大学	6 月 5 日～6 日	2 日間	1	2	(1) 保健所業務概要説明 各大学の実習生全員に対し、保健所長 等により、保健所の対物保健・対人保健 サービス及び公衆衛生医師の業務につ いて講義を実施する。 (2) 現場・事業見学 ア 各保健所、保健センター及び保健相談 所等の現場で、各所のオリエンテーショ ンを必要に応じて実施した上で、事業 (母子・歯科保健、健康教室、各種講演 会、診査会、読影、ケース会議など) 及 び対物保健サービス（環境衛生・食品衛 生・薬事監視等）の見学・体験等を行う。 イ 対人保健サービスにおける家庭訪問、 監視などの現場見学は、相手方の承諾が 得られた場合に実施する。 ※ 実習内容は、実施日の保健所の業務予 定によって変更することがある。
	慶應義塾大学	9 月 18 日～19 日	2 日間	4	8	
	自治医科大学	11 月 19 日	1 日	8	8	
	東京女子医大	11 月 20 日	1 日	4	4	
	杏林大学	2 月 3 日～2 月 5 日	3 日間	1	3	

(注) 歯科衛生士学生実習については、3 所合同（西多摩保健所・多摩立川保健所、多摩小平保健所）によるオンライン講義を実施した。

(3) 医師臨床研修

医師臨床研修は管内の病院から研修医を受け入れ、保健所の役割を理解させるとともに地域保健及び公衆衛生活動に関する基本的態度や考え方を身に付けさせることを目的として、平成17年度から実施している。

表 4－4 医師臨床研修指導状況（令和7年度）

	団体名	実施期間	研修 日数	指導人員		指導内容等
				実	延べ	
対象	社会医療法人社 団健生会立川相 互病院	6月2日～6月13日	2週間 (10日間)	2	20	【講義・実践・見学】 「地域保健・医療」 保健師活動、母子保健、地域保 健、エイズ・感染症対策、結核対策、 健康づくり、医療安全対策、歯科保 健、食中毒関係、薬事業務、環境衛 生対策、健康危機管理等について
	独立行政法人国 立病院機構災害 医療センター	10月6日～10月17日	2週間 (9日間)	2	18	

(注) 延べ指導人員数＝実人数×実研修日数

5 地域保健医療推進プラン

近年我が国の保健医療を取り巻く環境は大きな変化を迎えている。少子高齢化の急速な進展や生活習慣病を中心とした慢性疾患の増加等、人口構造や疾病構造が大きく変化するとともに、大規模災害新興感染症、食物・化学物質等による健康不安の増大などを背景に、保健医療に対する住民のニーズもより多様化・高度化してきている。

都における高齢化率は、総人口がピークを迎える令和7（2025）年には23.0%であり、令和17（2035）年には25.4%とおおよそ4人に1人が高齢者になると推計されている。本格的な「超高齢社会」を迎え、健康長寿を支援するとともに、病気や障害があっても生涯を通して住み慣れた地域の中で生き生きとした人生を送るための保健・医療・福祉の包括的な連携体制の整備が急務である。

都はこのような保健医療の課題に的確に対応していくため、医療法をはじめとする関係法令の改正等を踏まえ、令和6年3月、「東京都保健医療計画」及び「東京都がん対策推進計画」など、今後の保健医療施策の基本となる諸計画の改定を行った。

当圏域においても、都及び圏域市の関係計画との整合性を図りつつ、地域の実情や課題を踏まえた保健・医療・福祉の取組を一体的に推進していくため、「北多摩西部保健医療圏地域保健医療推進プラン」（以下「プラン」という。）を令和6年9月に改定した。

（1）性格と位置づけ

プランは都保健医療計画等を踏まえ、圏域の保健所、市及び医師会等関係機関・団体等の保健・医療・福祉の関係者が地域の保健医療の現状と課題を共有し、連携・協働して二次保健医療圏の保健・医療・福祉を総合的に推進するための計画である。

また、プランは保健所及び市にあっては保健医療施策の推進目標、保健医療関係機関・団体等にあっては活動の指針、地域の住民にあっては自主的・積極的な健康づくりの方向性を示すものとして位置づけられるものである。

推進にあたっては住民参加を促進しながら、それぞれの役割に応じた取組の目標を設定し、地域の保健・医療・福祉の包括的な体制整備を目指していく。

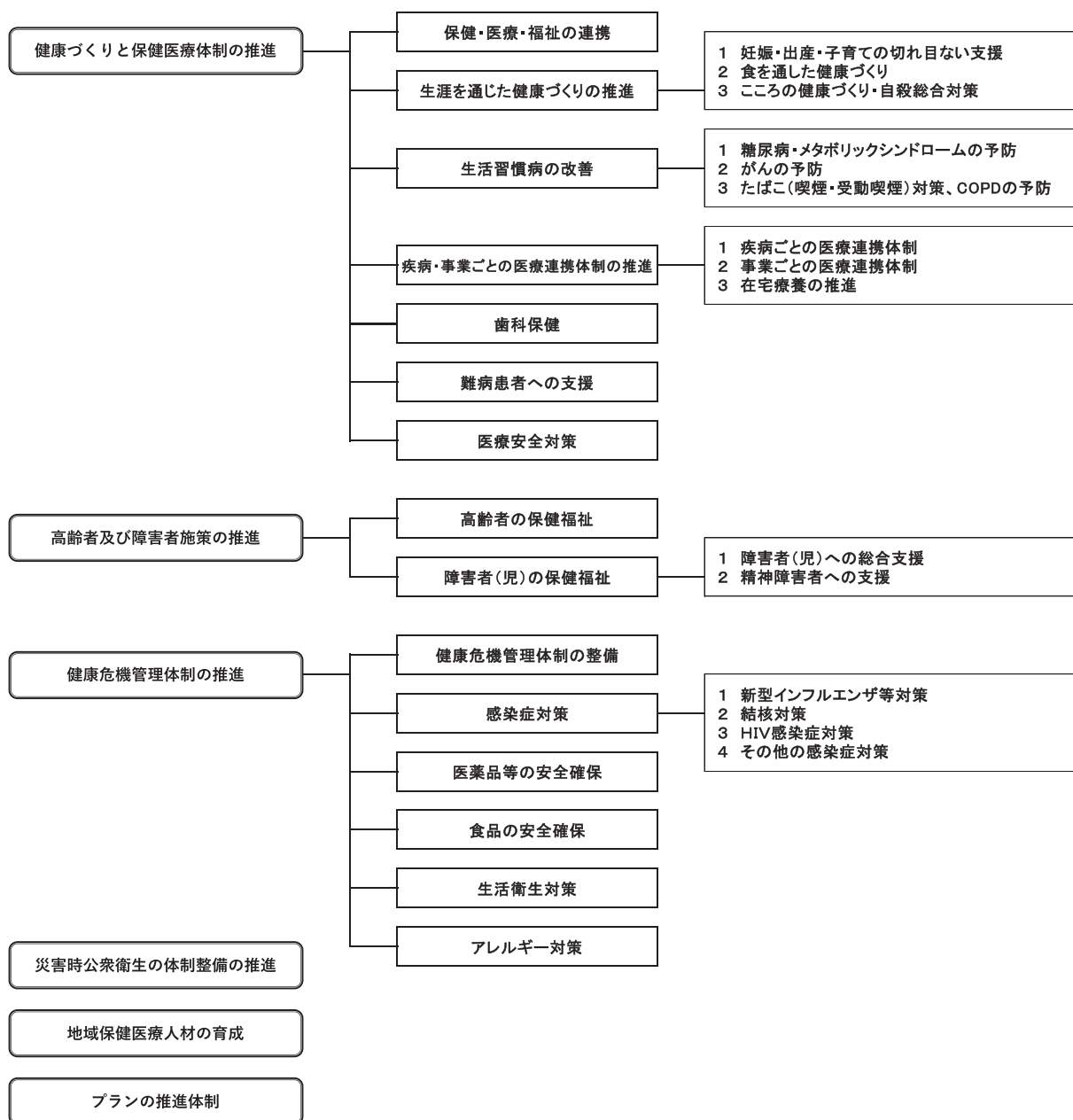
（2）計画期間

プランの計画期間は令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間である。ただし、社会情勢の変化により計画期間内に変更を行う必要が生じた場合は、適宜見直しを行う。

（3）進行管理

プランの進行管理は保健所、圏域の市、関係機関・団体からの代表者、学識経験者及び圏域住民の代表である公募委員により構成する北多摩西部地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）が行う。計画期間の中間年度（令和8年度（2026年度））に実施予定の中間評価に向けて、取り組みを進めていく。

【地域保健医療推進プラン（令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）まで）の体系】



(4) 課題別地域保健医療推進プラン

多摩立川保健所では地域保健医療推進プランの具体的行動計画として「課題別地域保健医療推進プラン」を年度ごとに策定し、地域保健医療推進プランの着実な推進を図っている。

令和7年度は、以下の事業を実施した。

I 若者の自殺対策を推進するための地域ネットワークの構築（令和6年度新規事業、2年計画の2年目）

I 若者の自殺対策を推進するための地域ネットワークの構築

1 背景

全国の小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、警察庁自殺統計によれば、令和6年は529人、令和7年は538人となり過去最多を更新している。自殺者のうち、20歳未満の割合について、令和5年は、全国で3.7%、東京都で4.6%であるのに対し、当圏域では5.1%となっており、自殺者における若者の割合が高い状況にある。

当所においては、圏域内の救命救急センターの精神科医師や、定時制・通信制高校等からの生きづらさを抱えた若者についての相談が寄せられるようになっており、その中には複雑困難化した事例も散見され、地域ネットワークでの支援の必要性が認識されていた。当所はこれまでも、圏域内における自殺対策関連施策の充実・強化を目指し、圏域6市の自殺総合対策担当者連絡会を開催して各市での取組の情報交換や情報共有を実施してきた。また、圏域6市を含む、地域の医療・教育・行政・福祉の関係機関でもそれぞれの取組を実施してきている。しかし、生きづらさを抱えた若者に対応し、若者の自殺対策をさらに推進するためには、まずは圏域という広い視点で関係機関の現状を把握し、地域ネットワークでの支援を推進する糸口が必要であるという課題認識に至ったことから、本事業を実施することとした。

2 目標

自殺対策に関わる地域関係者の連携の強化と相談ネットワークを構築し、生きづらさを抱えた若者に対しての包括支援を推進する。

3 事業内容

(1) 令和6年度実施内容

- ア 地域関係者へのヒアリング
- イ 若者の自殺対策推進ネットワーク会議の設置・開催
- ウ 地域関係者向けの自殺対策講演会の実施
- エ 若者に有効な情報発信についての検討
- オ 圏域6市自殺総合対策担当者連絡会における事例検討会の実施

(2) 令和7年度実施内容

- ア 若者の自殺対策推進ネットワーク会議の継続開催
- イ 自殺未遂者支援のための地域実務者研修会の実施
- ウ 「こまったときの伝えかたガイド」の作成と配布
- エ 圏域6市自殺総合対策担当者連絡会における事例検討会の実施

4 評価

本事業の実施を通して、生きづらさを抱えた若者たちの支援については、多機関・多職種による多角的な視点でのアセスメントや支援が必要であること、連携については、支援者同士の顔の見える関係や相互理解・情報共有が重要であることを、地域関係者の共通課題として共有することができた。

会議や講演会等の実施により、関係機関の新たなつながりの創出や顔の見える関係の構築につながるとともに、相互理解や支援対応方法への理解が深まり、地域ネットワークの強化と圏域内での支援力及び連携に対する意識の向上につながった。個別事例の支援については、圏域各市の状況に応じたきめ細やかな対応が重要であるため、今後、地域性を活かしたネットワークの構築が必要である。

「こまったときの伝えかたガイド」を作成・配布し、これを活用した圏域内高校2校での健康教育でアンケートを実施したところ、80%以上から「使ってみたい。」「今は必要ないが、困ったときは使ってみよう。」との回答が得られ、対象におけるニーズの高さが確認された。今後、配布した関係機関や高校での使用状況や意見を確認しつつ、配布対象や内容の改善についてさらに検討していく必要がある。

本事業は、市町村連携課が中心となり実施したが、保健対策課からも様々な視点からの提案や事業協力を得ることができ、庁内連携も深めることができた。

今後の取組として、地域の支援者のニーズを捉え、研修会の継続的な実施等を通じて、多機関・多職種の支援者が顔の見える関係を構築する場を作ること、圏域全体における連携力及び支援力の向上につなげていく。

今後も、圏域各市における自殺対策ネットワーク推進・連携強化に向け、各市の状況に応じた支援について検討を進めるとともに、本事業を通じて構築されたネットワークを活かし、関係機関と連携しながら、若者の自殺対策に継続的に取り組んでいく必要がある。

(5) 地域保健医療協議会

多摩立川保健所では地域の特性を踏まえた保健医療施策を計画的に推進し、健康で安全な地域づくりに取り組むために、北多摩西部地域保健医療協議会を設置し、保健所運営や地域保健全般及び各種の分野について地域の行政機関、関係団体、学識経験者及び住民等の代表による審議及び協議を行っている。（委員構成については、「Ⅶ 附属機関等」の表 1－1（P133）を参照。）

表 5－1 令和 7 年度 北多摩西部地域保健医療協議会（部会等を含む。）開催状況

会 議 名	開催日	出席者数	主 な 議 題
地域保健医療協議会 （自殺総合対策協議会）	令和 7 年 10 月 20 日 Web・集合	31 名	1 北多摩西部地域保健医療協議会会長・副会長の選任について 2 北多摩西部地域保健医療協議会各部会委員案について 3 「北多摩西部保健医療圏 地域保健医療推進プラン」（令和 6 年度から令和 11 年度まで）の進捗について ①プラン進行管理スケジュールについて ②指標の進捗状況について 4 自殺総合対策について ①東京都の自殺総合対策について ②若者の自殺対策を推進するための地域ネットワークの構築
幹事会	令和 7 年 10 月 10 日 集合	18 名	1 令和 7 年度北多摩西部地域保健医療協議会議題の事前共有について
保健福祉部会 （地域・職域連携 推進協議会）	令和 8 年 2 月 20 日 Web・集合	17 名	1 地域保健医療推進プラン中間評価のスケジュールについて 2 令和 7 年度新興感染症対応実践型訓練の実施報告 3 令和 7 年度多摩立川保健所災害対策の取組状況報告 4 課題別推進プランの取組状況報告 ①令和 7 年度「若者の自殺対策を推進するための地域ネットワークの構築」 ②令和 8 年度「圏域における災害時対応力の向上（仮）」 5 令和 7 年度多摩立川保健所地域保健の取組状況報告 6 管内における感染症発生状況について 7 地域・職域連携協議会について 8 立川労働基準協会支部との連携について
生活衛生部会	令和 8 年 2 月 16 日 Web・集合	9 名	1 地域保健医療推進プラン中間評価のスケジュールについて 2 令和 7 年度薬事分科会報告 3 「小学生を対象とした食肉を原因とする食中毒予防の効果的な普及啓発」について 4 課題別推進プランの取組状況報告 ①令和 7 年度「若者の自殺対策を推進するための地域ネットワークの構築」 ②令和 8 年度「圏域における災害時対応力の向上」
薬事分科会	令和 7 年 11 月 10 日 集合	17 名	1 地域における薬育活動の展開について 2 保健所における薬育活動の展開について 3 偽造処方箋対策について 4 医薬品適正使用推進に係る啓発資材の作成について
地域医療システム 化推進部会	令和 8 年 3 月 5 日 Web・集合	18 名	1 地域保健医療推進プラン中間評価のスケジュールについて 2 令和 7 年度歯科分科会報告について 3 医療安全支援センター事業等報告について 4 医療連携推進事業について 5 在宅療養の推進について 6 課題別推進プランの取組状況報告 ①令和 7 年度「若者の自殺対策を推進するための地域ネットワークの構築」 ②令和 8 年度「圏域における災害時対応力の向上（仮）」
歯科分科会	令和 8 年 2 月 19 日 Web	15 名	1 保健所事業報告等 ① 圏域の歯科保健状況について ② 多摩立川保健所歯科保健事業について ③ 疾病別医療連携推進事業について ④ 歯科医療に係る主な相談事例について 2 地域の歯科保健の取組状況について

6 市町村連携

新型コロナウイルス感染症対応を受けて、令和4年11月「感染症対応を踏まえた都保健所のあり方検討会」（以下、「あり方検討会」という。）が設置され、今後の都保健所の組織体制や業務運営のあり方等について議論された。

令和5年8月に取りまとめられた報告書では、都保健所の市町村支援機能をさらに強化し、地域の健康課題に市町村と連携して取り組み、地域保健サービスの推進につなげることが必要であるといった意見が示された。

これを受けて、都保健所の体制・機能の強化が図られることとなり、その強化策の一つとして圏域各市をはじめとした関係機関との更なる連携強化に向けて、令和6年4月に市町村連携課が設置された。市町村連携課には各市1名の担当職員を配置し、圏域各市からの相談窓口を明確化するとともに、所内調整機能の強化を図った。

令和7年度の主な事業内容は以下のとおりである。

（1）圏域6市健康主管課長連絡会の実施

圏域6市の健康主管課長及び母子保健主管課長をメンバーとした圏域6市健康主管課長連絡会を年4回（4月、7月、10月、1月）開催し、圏域6市についての地域保健医療等に係る情報の提供、意見交換、先駆的事例の紹介等を行った。

（2）圏域6市・保健所統括保健師連絡会の実施

圏域各市及び保健所の統括的な役割を担う保健師の交流を深め、保健事業をはじめとする地域の健康増進に関する情報交換及び意見交換を行うことで、圏域の住民サービスの維持・向上を図るとともに、圏域の保健師育成や災害対策等の意識啓発の機会とした。年3回（5月、7月、1月）開催し、うち1回（7月）は圏域6市健康主管課長連絡会との合同開催とした。

（3）圏域6市事業ヒアリングの実施

年度当初に圏域各市を訪問し、各市における令和7年度健康保健事業計画と課題を中心にヒアリング及び意見交換を行った。また、保健医療政策区市町村包括補助事業について利用促進の周知等を行った。

（4）圏域6市との平時からの連携体制の構築

圏域6市の事務担当者同士の顔の見える体制の構築や、6市相互の定期的な情報交換の場として、圏域6市情報連絡会を設置し、各回テーマを設定の上、月1回定期的に開催した。

また、圏域各市が実施する各種委員会・協議会・防災訓練等に職員を派遣することにより、各市の課題や状況を把握するとともに、平時からの連携体制の構築を図った。

（5）保健医療政策区市町村包括補助事業

平成16年の保健所再編整備に伴い、従来から行われてきた人的支援及び技術的支援に加え、新たに財政的支援事業が創設された。

現在は、5つの包括補助事業（保健医療政策、子供家庭支援、高齢社会対策、障害者施策推進及び地域福祉推進区市町村包括補助事業）として実施されている。保健所では、保健医療政策に係る区市町村包括補助事業について、圏域6市の事務取りまとめを行っている。

ア 制度の概要

この補助制度は身近な地域保健サービスの推進主体である区市町村が自主的・主体的に事業を展開できるよう支援するもので、補助メニュー（実施要綱中に規定した事業）の中から地域の実情に応じた事業を選択する「包括的補助方式」を導入している。補助率は先駆的事業が10分の10、選択事業が2分の1、一般事業はポイント制となっている。

イ 補助対象事業

(ア) 先駆的事业

保健医療分野の新たな課題に取り組む試行的事業で、都が例示するもののほか区市町村の創意工夫によるもの。

(イ) 選択事業

- ・ 都が目指す保健医療政策の実現を図るために列挙する事業から区市町村が選択して実施するもの（政策誘導型）。
- ・ 区市町村が地域の特性を踏まえ保健医療分野において独自に企画して実施するもの（提案型）。

(ウ) 一般事業

市町村が地域の特性に応じ主体的に取り組む次の事業

i 初期救急事業（下表では「一般事業（ア）」として表記）

(i) 休日急病診療事業

(ii) 休日歯科応急診療事業

ii 保健医療サービスの充実に資する事業（下表では「一般事業（イ）」として表記）

表 6－1 令和 7 年度保健医療政策区市町村包括補助事業実績

（単位：件）

市 名	先駆的事业	選択事業	一般事業(ア)	一般事業(イ)	計
立 川 市	－	23	2	－	25
昭 島 市	－	21	2	－	23
国 分 寺 市	1	14	2	－	17
国 立 市	－	14	2	1	17
東 大 和 市	－	15	2	4	21
武 蔵 村 山 市	－	14	2	1	17
計	1	101	12	6	120

(6) 補助金審査

東京都保健医療局各部が所管する補助金事務のうち、市町村を対象とした各種補助金の審査事務を行っている。補助金窓口を一本化することにより圏域各市との連携を強化し、地域の保健サービス水準の向上を図ることを目的としている。

圏域各市から申請を受けた令和 7 年度の補助金事業は以下のとおりである。

ア 健康増進法等による健康増進事業に係る都補助金

- ・ 法定事業補助

イ 予防接種に関する事業

- ・ 予防接種健康被害者救済措置に係る都補助金

7 健康危機管理

健康危機管理とは「医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務」のことをいう（「厚生労働省健康危機管理基本指針」（平成9年1月策定）より。）。

（１）健康危機管理対策

ア 背景

これまで都は、平成11年5月に「東京都衛生局健康危機管理対策基本方針」、平成12年4月に具体的な手順を定めた「健康危機管理マニュアル」を策定するなど、都民の健康危機に対し、さまざまな事例に対応してきた。平成24年度には健康危機管理の拠点である健康安全研究センターを建て替えるなど機能の集約・強化を図り、平成25年3月には「健康危機管理マニュアル」を改定した。

イ 北多摩西部保健医療圏における取組

北多摩西部保健医療圏では、健康危機発生時に関係機関が連絡体制を密にして迅速かつ的確な対応を行えるよう、平成16年6月に圏域6市や関係機関等の代表による「北多摩西部健康危機管理対策協議会」を設置した。同協議会は、平成17年3月に各関係機関の役割分担や発生時の通報・連絡体制などを盛り込んだ「北多摩西部健康危機管理計画」を策定した。また、新興感染症など新たな健康危機への対応を含む健康危機管理事案に関する情報の共有や課題検討を行うとともに、訓練の企画・実施及び研修会の開催等を通じて、健康危機管理体制の充実強化を図ってきた。

平成24年3月には、平成23年3月の東日本大震災で被害を受けた原子力発電所の放射能漏洩による健康への影響などの内容を追加し、「北多摩西部健康危機管理計画」の一部改定を行った。

また、平成28年2月には、ラジオ・アイソトープ漏えい事故等が起こった場合の初動体制について記載した「ラジオ・アイソトープ漏えい事故対応マニュアル（暫定版）」を策定した。

平成30年度には、健康危機に関する会議体系の見直しを行い、「健康危機管理対策協議会」と「感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会」を兼ねて開催・運営することとした。

令和6年度には感染症対応実践型訓練等を企画・実施・検証するために、「健康危機対策協議会健康危機管理（感染症）訓練等部会」を設置した。

（２）新型インフルエンザ等対策

ア 背景

都は、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」を、平成19年3月に「新型インフルエンザ等対応マニュアル」を策定し、新型インフルエンザ等対策を推進してきた。また、平成20年5月には「東京都における新型インフルエンザ等発生時の医療体制ガイドライン」を策定し、平成21年4月に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、平成23年4月には「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン」（以下、「都ガイドライン」という。）として改定した。

平成25年4月、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「特措法」という。）が施行され、平成25年6月に国が同法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を策定すると、都は平成25年11月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「都行動計画」という。）を策定し、平成28年8月には都ガイドラインを改定した。

また、都は平成30年3月に、都内各ブロックで策定した「感染症医療体制に関する整備計画」を取りまとめた「新型インフルエンザ等に関する地域医療確保計画（全体計画）」を策定した。

国は新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を、令和6年8月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」を全面改定した。これを受け都は令和7年5月に都行動計画を、令和8年3月に都ガイドラインを改定した。

イ 北多摩西部保健医療圏における取組

北多摩西部保健医療圏では、平成20年度の新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業の実施に伴い、新型インフルエンザ等発生時における圏域の医療体制の整備を促進することを目的として、圏域6市や関係機関等の代表による「新型インフルエンザ等感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会」を設置した。

また、平成24年3月には、新型インフルエンザ等の発生に備えた地域医療体制確保の基本的な方針を示す「新型インフルエンザ等地域医療確保計画（多摩立川ブロック）－暫定版－」（以下、「確保計画」という。）を策定した。

平成28年10月には、特措法、都行動計画等を踏まえた確保計画の改定に向けて、圏域の25病院を対象とした「新型インフルエンザ等対策に係る医療資源調査」を実施し、平成29年3月に確保計画を改定した。令和元年6月には、平成28年度に引き続き、圏域の25病院を対象に「新型インフルエンザ等対策に係る医療資源調査」を実施した。

また、新型インフルエンザ等に備えた訓練も実施しており、平成29年12月には、感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会と兼ねて、新型インフルエンザ等疑似症患者受入訓練を国家公務員共済組合連合会立川病院と合同で実施し、令和元年10月にも、独立行政法人国立病院機構災害医療センターと合同で新型インフルエンザ等対策訓練を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症流行後においては、令和6年度より多摩立川保健所健康危機対処計画（感染症編）に基づき、毎年度、定期的に訓練を実施している。

ウ 主な新型インフルエンザ等対策

【国の対策】

年 月	内 容
平成17年10月	「新型インフルエンザ等対策推進本部」設置
平成17年11月	「新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
平成19年3月	「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」策定
平成21年2月	「新型インフルエンザ等対策行動計画」「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」改定 「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」決定 (平成21年6月、10月改定)
平成21年5月	「基本的対処方針」決定（平成21年10月改定）
平成21年10月	「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針」決定（平成21年12月改定）
平成23年9月	「新型インフルエンザ等対策行動計画」改定

平成25年 4 月	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行
平成25年 6 月	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」策定
平成29年 9 月	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」改定
令和 6 年 7 月	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」改定
令和 6 年 8 月	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」改定

【東京都の対策】

年 月	内 容
平成17年10月	「東京都の新型インフルエンザ等対策について」報告
平成17年12月	「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
平成19年 3 月	「東京都新型インフルエンザ等対応マニュアル」策定
平成20年 5 月	「東京都新型インフルエンザ等発生時の医療提供体制ガイドライン」策定
平成21年 2 月	「福祉保健局新型インフルエンザ等対策本部」「東京都発熱相談センター」設置
平成21年 4 月	「東京都における新型インフルエンザ等発生時の医療提供体制ガイドライン(暫定版)」策定
平成21年 5 月	「東京都感染症対策本部」設置
平成23年 4 月	「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン」改定
平成25年11月	「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
平成28年 8 月	「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン(暫定版)」改定
平成30年 3 月	「新型インフルエンザ等に関する地域医療確保計画（全体計画）」策定
令和 7 年 5 月	「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」改定
令和 8 年 3 月	「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン」改定

【北多摩西部保健医療圏の対策】

年 月	内 容
平成17年12月	北多摩西部健康危機管理対策協議会にて圏域の対応について検討
平成18年 1 月	北多摩西部健康危機管理対策協議会幹事会にて圏域の対策について検討
平成18年 2 月	新型インフルエンザ等発生を想定した通信訓練の実施
平成18年 3 月	北多摩西部保健医療圏新型インフルエンザ等対策の取りまとめ
平成19年 2 月	新型インフルエンザ等発生を想定した健康危機管理対策訓練の実施
平成20年 1 月	新型インフルエンザ等発生・流行を想定した健康危機管理対策訓練の実施
平成20年 3 月	新型インフルエンザ等流行を想定した発熱センター模擬訓練の実施
平成20年11月	感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会にて圏域の医療体制について検討
平成21年 2 月	同協議会発熱外来検討部会にて圏域の発熱外来等の医療提供体制について検討
平成21年 5 月～	感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会等にて圏域の医療確保対策等を検討
平成21年10月	圏域版「小児医療体制確保のための段階別行動表」作成 「北多摩西部保健医療圏 インフルエンザ等情報」発行（平成21年12月末まで）
平成22年11月	「北多摩西部保健医療圏におけるインフルエンザ等段階別行動表」改定
平成24年 3 月	「新型インフルエンザ等地域医療確保計画（多摩立川ブロック）ー暫定版ー」策定

平成27年 1 月	圏域の医療機関（25病院）との情報連絡訓練の実施
平成28年10月	「新型インフルエンザ等対策に係る医療資源等調査」を実施
平成29年 3 月	「新型インフルエンザ等地域医療確保計画（多摩立川ブロック）－暫定版－」改定
平成29年12月	国家公務員共済組合連合会立川病院と合同で新型インフルエンザ等疑似症患者受入訓練を実施
令和元年 6 月	「新型インフルエンザ等対策に係る医療資源等調査」を実施
令和元年10月	独立行政法人国立病院機構災害医療センターと合同で新型インフルエンザ等対策訓練を実施

※令和 6 年度以降は、多摩立川保健所健康危機対処計画（感染症編）に基づく新興感染症等対応実践型訓練として実施

（３）新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応

令和元年12月以降、中華人民共和国の湖北省武漢市で、原因となる病原体が特定されていない肺炎患者が確認された後、世界的に感染が拡大し、令和 2 年 1 月30日、WHO（世界保健機関）は「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を、3月11日にはパンデミックを宣言した。新型コロナウイルス感染症に感染した多数の人々に健康被害が生じたため、保健・医療分野のみならず、社会・経済活動にも甚大な影響を及ぼした。

国内では、令和 2 年 2 月 1 日に、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として位置付けられた後、令和 3 年 2 月13日に新型インフルエンザ等感染症に位置付けられ、令和 5 年 5 月 8 日に季節性インフルエンザと同じ「5 類」感染症に移行した。

都では、令和 2 年 1 月24日に、都内で初の感染者が確認されて以降、各関係機関と連携し、都民の命を守るため、東京の総力を挙げて感染拡大の防止に努め、モニタリング会議や東京 i CDC による分析や知見を踏まえ、相談・検査体制の充実、迅速な病床の確保や高齢者向けの療養施設の設置、フォローアップ体制の構築など、総合的な医療提供体制を「東京モデル」として充実・強化してきた。また、ワクチン接種の円滑な実施のほか、保健所の体制強化やデジタル化の推進による業務の効率化も推進した。

北多摩西部保健医療圏においては、令和 2 年 3 月30日に、初めて陽性者が確認された。その後、患者数が増加し、緊急事態宣言の下、保健所においては、PCR 検査、入院調整、患者搬送、積極的疫学調査、クラスター対応、都民からの電話相談等に追われた。

また、更なる感染拡大に対応するため、本庁からの応援職員やトレーサー班の派遣、会計年度任用職員の新規任用、人材派遣の活用等により人員体制を強化するとともに、保健所DX（デジタルトランスフォーメーション）として、デジタル機器を導入し、業務の効率化により対応した。

さらに、管内各市、医療機関、各市医師会との相互の連携強化を図り、きめ細やかな支援に取り組んだ。

（４）多摩立川保健所健康危機対処計画の策定

国は、令和 4 年12月、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、次の感染症危機に備えるため感染症法等の一部を改正し、都道府県が平時に定める予防計画（以下、「予防計画」という。）において、記載事項を充実させること、また、医療提供体制、検査体制、宿泊療養体制については、それぞれ整合性を図りつつ、数値目標を設定すること等が定められた。感染症法等の一部改正と同時に地域保健法及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針も改正され、都道府県では、予防計画を改定し、その内容を踏まえて、各保健所において健康危機対処計画を策定することになった。

北多摩西部保健医療圏では、令和 6 年 3 月に改定された「東京都感染症予防計画」と整合性をとり、健

健康危機管理対策協議会での協議を経て、令和6年3月に「多摩立川保健所健康危機対処計画（感染症編）」（以下「対処計画」という。）を策定した。

令和6年8月には、対処計画に定める新興感染症等発生時の対応の実効性を担保するため、健康危機管理対策協議会の下、「北多摩西部健康危機管理対策協議会部会」を設け、実践型訓練等の検討や効果検証等を行い、必要に応じて対処計画の見直しを行うこととした。

（５） 令和7年度北多摩西部健康危機管理対策協議会等開催状況

ア 会議等

会 議 名	開催日	議 題
健康危機管理対策協議会 (感染症地域医療体制 多摩立川ブロック協議会 を兼ねる)	令和7年 6月27日	(1) 令和6年度多摩立川保健所感染症対応実践型訓練について ア 実践型訓練状況について イ 実践型訓練における課題と今後の方向性について (2) 令和7年度多摩立川保健所感染症対応実践型訓練（案）について (3) 多摩立川保健所健康危機対処計画（感染症編）の改定について (4) 令和7年度多摩立川保健所健康危機管理対策スケジュール（案）について
第1回 北多摩西部健康危機管理対策協議会健康危機管理(感染症)訓練等部会	令和7年 9月25日	(1) 感染症対応実践型訓練について ア 感染症対応実践型訓練の概要について（案） イ 感染症対応実践型訓練のシナリオについて（案） (2) 健康危機管理（感染症）訓練等部会の予定について ア 多摩立川保健所健康危機管理対策スケジュールについて（案）
第2回 北多摩西部健康危機管理対策協議会健康危機管理(感染症)訓練等部会	令和8年 3月12日	(1) 令和7年度感染症対応実践型訓練について ア 感染症対応実践型訓練実施状況のまとめについて イ 感染症対応実践型訓練の課題と今後の方向性について (2) 健康危機対処計画の改定（案）について (3) 令和8年度感染症対応実践型訓練（案）について (4) 健康危機管理（感染症）訓練等部会等の予定について

イ 新興感染症対応実践型訓練

開催日	参加者	内 容
令和7年 11月27日	圏域医療機関、医師会、 歯科医師会、市健康主管課、 保健医療局、保健所	感染症対応実践型訓練（図上シミュレーション訓練） 保健所班（市町村連携班、感染症対策班）、病院班、医師会班、外来診療班、市役所班による課題検討及び情報連絡訓練 第1部 課題検討 各班において第2部で想定される対応に備えて課題検討を行う。 第2部 情報連絡訓練 第1部で検討した内容を踏まえ、時系列に沿って役割に応じ、必要かつ適切なアクションを行う。

8 受動喫煙対策

他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされる「受動喫煙」により、日本では、年間推定約1万5千人が亡くなっている。また、「受動喫煙」によって、虚血性心疾患や肺がんのリスクが高まることが分かっており、受動喫煙のある人はない人に比べ、肺がんリスクが約1.3倍になるといわれている。

こうした状況を受け、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、平成30年6月に改正健康増進法、同年7月に東京都受動喫煙防止条例が制定された。令和2年4月1日の全面施行以降は、飲食店、ホテルやオフィス、商業施設など多数の人が利用する施設については屋内原則禁煙、喫煙は基準を満たした喫煙室でのみ可能となっている。

(1) 普及啓発

改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙対策に関する制度について、住民や事業者、関係機関等に対し、普及啓発を行っている。

表8-1 普及啓発実施状況

実施日	内 容
令和7年5月30日	昭島市及びＪＲ東日本と喫煙マナーアップ街頭キャンペーンを合同実施（ＪＲ拝島駅構内）
令和7年5月31日から6月6日及び 令和7年11月1日から同月30日まで	多摩都市モノレール圏域内10駅へ受動喫煙防止対策ポスターを 広告掲出（上北台駅～柴崎体育館駅間）
令和7年5月31日から6月6日及び 令和7年11月1日から同月30日まで	街頭ビジョンにて受動喫煙防止対策の普及啓発動画放映 （立川駅北口伊勢丹立川ビジョンほか）
令和7年5月1日から6月6日及び 令和7年11月1日から同月30日まで	市コミュニティバス車内で受動喫煙防止対策ポスターを広告掲 出（立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市）

(2) 助言・指導等

住民や事業者、関係機関等からの相談に対応するほか、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例違反の通報や情報提供に対し、助言・指導を行っている。

表8-2 助言・指導件数（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

	助言・指導	立ち入り検査等	勧告	公表	命令	過料処分	計
件数	360	-	-	-	-	-	360

(3) 喫煙可能室（店）の届出

一定の条件を満たした飲食店については、飲食をしながら喫煙することができる「喫煙可能室（店）」を設置することができる。こうした喫煙可能室（店）の届出の受理を行っている。

表8-3 喫煙可能室（店）届出件数（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

	届出	変更	廃止
件数	1	0	1

